

数 量 総 括 表

工 事 名	令和07年度 久保橋他橋梁修繕工事（久保橋）			事業区分	橋梁保全	
				工種区分	道路維持修繕	
工 種・種 別・細 別・名 称	規 格	算 式		数 量	単 位	摘 要
本工事						
橋梁保全工事						
橋梁補修工						
断面修復工						
左官工法						
断面修復工（左官工法）	ホ°リマーセメントモルタル		= 1.0	1	構造物	
断面修復工（橋脚柱）			= 1.0	1	式	
Co殻運搬処分						
運搬・処分						
Co殻運搬			= 0.1	0.1	m3	
処分費	コンクリート殻（無筋） ； 投棄量 0. 1 m3		= 1.0	1	式	
現場塗装工						
橋梁塗装工						
素地調整						
塗替塗装〔清掃・水洗い〕			= 94.8	94	m2	
塗膜剥離工	1 回目		= 94.8	94	m2	
回収・積込	1 回目		= 94.8	94	m2	
塗膜剥離工	2 回目		= 94.8	94	m2	
回収・積込	2 回目		= 94.8	94	m2	
塗替塗装〔素地調整〕	3種ケレンC（動力工具と手工具の併用）		= 94.8	94	m2	
下塗						
塗替塗装〔下塗り〕	弱溶剤形変性球°ン樹脂塗料（ウ°ローラ°）1層		= 94.8	94	m2	

数 量 総 括 表

工 事 名	令和07年度 久保橋他橋梁修繕工事（久保橋）			事業区分	橋梁保全	
				工種区分	道路維持修繕	
工 種・種 別・細 別・名 称	規 格	算 規 格	式	数 量	単 位	摘 要
塗替塗装 [下塗り]	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (ウレタン) 2層		= 94.8	94	m2	
中塗						
塗替塗装 [中塗り]	弱溶剤形ふっ素樹脂[濃彩]		= 94.8	94	m2	
上塗						
塗替塗装 [上塗り]	弱溶剤形ふっ素樹脂[濃彩]		= 94.8	94	m2	
構造物撤去工						
運搬処理工						
塗膜片運搬						
運搬費	； 運搬距離 1 6 4 km		= 1.0	1	台	
塗膜片処分						
受入価格（塗膜片）	85.7kg		= 1.0	1	式	
仮設工						
足場工						
足場						
主体足場工			= 88.4	80	m2	
朝顔工			= 88.4	80	m2	
板張防護工			= 88.4	80	m2	
シート張防護工			= 88.4	80	m2	
剥離剤工用養生シート工			= 88.4	80	m2	
土のう						
大型土のう製作	購入土		= 49.0	49	袋	
大型土のう設置			= 49.0	49	袋	

数量総括表

工 事 名	令和07年度 久保橋他橋梁修繕工事（久保橋）			事業区分	橋梁保全	
				工種区分	道路維持修繕	
工 種・種 別・細 別・名 称	規 格	算 式		数 量	単 位	摘 要
大型土のう撤去						
		=	49.0	49	袋	
残土運搬						
土砂等運搬；（標準）	土質→土砂（岩塊・玉石混り土含む） ； DID区間→無し		= 40.8	40	m3	
残土処分						
処分費	土 砂 ； 投棄量 4 0 m3		= 1.0	1	式	
水替工						
ホソフ 排水						
ホソフ 設置・撤去	水替 1 箇所		= 1.0	1	式	
ホソフ 運転； [日数積上げ]	作業時排水		= 1.0	1	式	
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員 B			= 8.0	8	人日	
技術管理費						
試験費	含有・溶出試験		= 1.0	1	式	
安全費						
安全対策工			= 1.0	1	式	

1. 断面修復工

ハツリ殻	0.06	≒	0.1 m3
------	------	---	--------

2. 塗替塗装工

部 材	部位	寸 法(m)		箇所	面 積(m ²)	備 考
		幅	長さ			
①主桁	U. Flg	0.010	8.970	2	0.179	
(主桁01-03)	U. Flg	0.095	8.970	2	1.704	
I-440×200×10×10	Web	0.420	8.970	2	7.535	
	L. Flg	0.095	8.970	2	1.704	
	L. Flg	0.010	8.970	2	0.179	
	L. Flg	0.200	8.970	1	1.794	
				1-Σ=	13.100	m ²
			①小計	6-Σ=	78.600	m ²
②両端・中間横桁	U. Flg	0.013	1.385	1	0.018	
(主桁01-03間)	U. Flg	0.081	1.385	1	0.112	
[-250×90×9×13	U. Flg	0.090	1.385	1	0.125	
	Web	0.224	1.385	1	0.310	
	Web	0.250	1.385	1	0.346	
	L. Flg	0.013	1.385	1	0.018	
	L. Flg	0.081	1.385	1	0.112	
	L. Flg	0.090	1.385	1	0.125	
				1-Σ=	1.170	m ²
			②小計	12-Σ=	14.040	m ²
③端部横桁接合部	前面・背面	0.080	0.170	2	0.027	
垂直補剛材	側面	0.009	0.420	1	0.004	
(t=9mm)				1-Σ=	0.030	m ²
			③小計	24-Σ=	0.720	m ²
④支承 (線支承)	正面	面積算定より	0.03	2	0.060	
	平面		0.04	1	0.040	
	側面		0.01	2	0.020	
				1-Σ=	0.120	m ²
		④合計 (固定端+自由端)		12-Σ=	1.440	m ²
合計						94.80 m ²

3. 締切排水工・足場工

[illegible]

数 量 総 括 表

工 事 名	令和07年度 久保橋他橋梁修繕工事（上牧谷8号1号橋）		事業区分	橋梁保全	
			工種区分	道路維持修繕	
工 種・種 別・細 別・名 称	規 格	算 式	数 量	単 位	摘 要
本工事					
橋梁保全工事					
橋梁補修工					
ひび割れ補修工					
低圧注入工法					
ひび割れ補修工（低圧注入工法）		= 1.0	1	構造物	
断面修復工					
左官工法					
断面修復工（左官工法）	ポ リマーセメントモルタル	= 1.0	1	構造物	
Co殻運搬処分					
運搬・処分					
Co殻運搬		= 0.04	0.04	m3	
処分費	コンクリート殻（無筋） ； 投棄量 0. 0 4 m3	= 1.0	1	式	
橋梁用水切り設置工					
橋梁用水切り設置工					
橋梁用水切り設置工					
水切り設置工		= 10.4	10	m	

1. 断面修復工・ひび割れ注入工・水切設置工

ハツリ殻	0.04	m3
------	------	----

特記仕様書

工 事 名 久保橋他橋梁補修工事

工事場所 宍粟市山崎町東下野地内他

工 期 令和8年3月25日限り

第1条 適用

本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によるものとする。

土木工事共通仕様書（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木請負工事必携（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木工事施工管理基準（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

小型構造物標準図集（兵庫県土木部）〔平成25年10月〕（最新改訂版）

第2条 一般事項

1. 受注者は施工に先立ち、事前に設計図書の照査を行うものとし、現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。
2. 受注者は施工に先立ち、監督員と立会いの上、BM、工事の起終点、官民境界等を確認しなければならない。また、発注者より貸与する測量成果簿により再測量を行うものとし、その成果を監督員に報告するものとする。

第3条 地元への対応

1. 受注者は本工事を施工するにあたり、事前に自治会長等の関係者に挨拶（報告）すること。
2. （工事用地区域外への対応）
工事施工箇所、資材置き場、資材運搬路等に隣接する土地所有者とトラブルのないよう現地立会し、十分協議すること。また、工事用地以外の区域へ立入りする場合及び草木等の伐採を必要とする場合には、必ず所有者の承諾を得るものとする。（民地を掘削しなければならない時は、官民境界を監督員及び土地所有者と立会確認し、控杭等を設置し保有する。）

第4条 環境対策

1. （排出ガス対策型建設機械）
本工事において、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとし、施工計画書に証明書を添付し提出すること。
2. （公害対策）
 - ① 工事施工により発生する公害は、環境基準を厳守し万全の対策・処置を講じること。
 - ② 本工事箇所は、低騒音・低振動型機械を使用することとし、作業の実施にかかる事前の届出と規制基準の遵守を義務づけられているので、作業開始7日前までに届けるとともに、その写しを1部提出すること。
 - ③ 騒音及び振動、濁水について、工事施工前及び工事施工中において、監督員と協議の上必要に応じて観測を行うものとし、工事により悪化した場合、速やかに対応を行うこととする。なお、前述の観測地点、回数等については監督員と協議のうえ決定するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。
 - ④ 土砂掘削等による汚水、塵埃、騒音、振動及び路面の汚損には細心の注意を図ること。万一地元及び第三者から苦情があった場合は、受注者で責任を持って処理すること。

第5条 工事中の安全確保

1. （工法変更等への対応）
構造物等の施工に於いて湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない場合、または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、対策工法を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2. (掘削部の安全施工)

土石崩落等危険と判断される時及び床堀法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止のための安全対策等が必要となった場合は、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

3. (安全・訓練等の実施)

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書第1編を参照のこと。また、実施状況をビデオまたは工事報告書(工事旬報)に記録し報告するほか、写真等も整理のうえ提出すること。(尚、これらに要する経費については、現場管理費率に含む。)

第6条 交通安全管理

1. (道路使用願等)

工事の施工に当たっては、一般通行等に及ぼす影響を最小限になるように施工計画を立案し、監督員と協議すると共に、「道路使用許可願」を所轄警察に提出し、その許可を得るとともに許可証の写しを監督員に提出すること。また、関係機関との協議を発注者と共に行い、必要な安全対策を講じること。

2. (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路工事現場における標示施設等の設置基準(土木請負工事必携 11)以上の保安施設類が必要な場合、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3. (交通誘導員の有資格)

① 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)等に基づき、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置することとする。

② 受注者は、配置した交通誘導警備検定合格者の検定合格証(写し)を監督員に提出するものとする。

4. (交通誘導員の配置)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無
施工箇所の起終点	2名/日	交通誘導員B	昼間	無

なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A：警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

5. (過積載による違法運行の防止について)

過積載による違法運行防止対策として次の事項を遵守すること。

① 積載荷重制限を超えて土砂を積み込まない。

② 過積載を行っている業者から、資材を購入しない。

③ 不正改造運搬車(さし杵装着、違法物品積載装置)を一切使用してはならない。また、工事現場への出入もさせてはならない。

第7条 建設廃材等の処分

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物は、同法に準拠した適切な方法により処分すること。

2. 産業廃棄物の処分に当たっては、同法の許可を持った産業廃棄物処理業者において処分すること。

3. 特定建設資材廃棄物を処分する場合(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の①と②の積算条件を設定している。

① 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
コンクリート塊 (無筋)	(株)ガキ	久保橋 8.7 km 上牧谷 8 号 1 号橋 8.3 km	宍粟市山崎町 千本屋字女薮 291-1 他 2 筆	兵庫県土木部の「建設 副産物の処理ならびに 受入価格」に掲載され る当該施設の受入条件 を遵守すること	監督員の指 示による

上表②については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

4. 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外を処分する場合）

特定建設資材廃棄物以外の処分先は、積算条件として、以下を設定している。

建設廃棄物	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
塗膜片	ツネイシカム テックス(株)	久保橋 164 km	広島県福山市 箕沖町 107-5	当該施設の受入条件を 遵守すること。 福山市には、廃棄物を 県外から搬入する場合 事前協議が必要となる ため留意すること。	監督員の指 示による。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設もしくは産業廃棄物処分場としての許可を有する施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設の抹消などにより受入困難となった場合や、受注者が選定した施設が県登録施設または上表の施設以外の施設で、処理費が当初設計より安価となる場合は、設計変更を行う。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

5. 建設リサイクル法等に基づく手続き

受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第 12 条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、提出するものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

併せて、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県 HP に掲載の様式もしくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式を使用すること。

6. マニフェストシステムについて

この工事で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を使用し、受注者の責において5年間保存すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト票）D・E票及び計量伝票を検査時に提示し、様式25の産業廃棄物管理票交付状況総括表は提出することとする。（設計計上量を最大値として、上記検収数量を算出数量として、変更の対象とする。）

7. 受注者が直接（法律に基づく許可地でない土地）処分地に投棄した処分量は、投棄量算出量としない。
8. 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結する。また、運搬及び処分を業とする許可書を、委託契約の写し及び処理業者の所在地と運搬ルートとともに施工計画書に添付すること。
9. 受注者は建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督員に提出すること。（工作物等解体工事は請負代金500万円以上、建築物解体工事は延床面積80㎡以上）

第8条 建設発生土及び採取土

1. 建設発生土を県登録施設へ搬出する場合

（建設発生土の搬出先）

建設発生土の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品 目	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
建設発生土	(株)森本運輸	久保橋 6.1 km	宍粟市山崎町 高下232他3 筆	兵庫県土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による

上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

2. 処分地における押土等処理方法は監督員の指示を得ること。
検収方法としては、受注者は伝票または出来形展開図（処分前、処分中、処分後の写真を含む）を提出すること。
3. 土質調査の結果等により流用が不可能と考えられる場合は、監督員と協議の上、適正に処分を行うものとする。

第9条 週休2日確保工事について

1. 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板（看板④）に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
2. 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）
3. 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製

作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日を含む）に応じて工事成績の評価を行う。

4. 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
5. 労務費等の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。
なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。
6. 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《週休2日制度の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

＜労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正＞

一般公共（港湾工事4工種除く）の場合

補正係数	補正係数
	4週8休以上達成の場合
	土日現場閉所
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

第10条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
2. 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。
3. 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。
4. 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
5. 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。
(真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期)
6. 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

第11条 特定外来生物の駆除について

1. 工事着手前に工事区域内において、以下に示す特定外来生物が生育していないか現地踏査を行い、特定外来生物の生育の有無を、監督員に報告すること。なお、下記に記載の特定外来生物の生育が確認された場合は、別途、施工計画書にその処分、運搬方法等について記載すること。

・特定外来生物の種類：

アルゼンテナ・フィロセロデス(ナゲツクサイワ)、ヒステリア・ストラティオテス(ボタンクサ)、アゾル・クリスタ、コレオプシス・ランケラタ(オキナギク)、ギムノノキス・スピラントデス(ミズヒマワリ)、ルトベキア・ラキエタ(オハゴンソウ)、セネオ・マダガスカリエンシス(ナツササギ)、スギョオス・アンガラトウス(アチウリ)、ミリアフォルム・アクティクム(オアサモ)、ルトウイギア・グランディフロラ(オハナミズキンバイ等)、ヴェロカ・アカガリス・アクティカ(オカザシヤ)、の植物11種

(詳細については、下記の環境省ホームページ

URL：<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html> を参照)

2. 確認された特定外来生物の防除を行う場合、別紙防除実施計画書に基づいて個体を採取し、処分しなければなら

ない。

3. 特定外来生物の防除完了後、防除記録台帳を作成し、監督員に提出すること。
4. 特定外来生物を含む残土については、極力、現場内にて処分するよう努めること。

第12条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13条 施工管理

5. 受注者は、本工事に関する施工管理担当者を定め、その氏名を書面で発注者に通知しなければならない。施工管理担当者を変更したときも同様とする。
6. 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、前項の施工管理担当者を兼ねる事が出来る。
7. 施工管理担当者は、土木工事施工管理基準及び規格値、同運用方針により、施工管理を実施しなければならない。また、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には追加することがある。
8. 施工管理のうち、品質および出来形管理については、管理基準および規格値、同運用方針に基づいて試験や測量を実施するとともに、そのデータを用いて管理図等（管理図またはデータの集計表）を作成し、提出すること。（データのみの提出はしないこと）

第14条 写真管理

1. 写真管理については、土木工事施工管理基準の写真管理基準により撮影、整理すること。
黒板・スタッフ・ポール等をあて工種、測点ごとに明確に撮影し、分り易く整理して提出すること。
2. 写真はカラーL版（89×127mm）とする。ただし、着工前及び完成写真等は、キャビネ版（127×178mm）またはパノラマ写真（つなぎ写真可）とし、それぞれ対比して撮影すること。
3. 完成写真には測点及び起終点方向を明示すること。

第15条 品質規格

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書及び「小型構造物標準図集」によるものとする。
2. （コンクリート管理）
 - ① コンクリート中の塩化物量の総量規制、アルカリ骨材反応抑制対策については、指示する重要構造物について、コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領に基づき、コンクリート打設前に試験を実施し規格値を満足することを確認のうえ打設すること。（請負必携21 参照）
 - ② コンクリートの強度管理については、標準養生で行うこととする。但し、脱型に係る強度確認は現場空中養生にて行うこと。
3. （再生切込碎石）
 - ① 本工事に使用する碎石は、再生切込碎石（0～30、0～40 mm）とする。
なお、生産業者の都合により再生切込碎石の供給に支障がある場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。
 - ② 下層路盤材・土木構造物の基礎碎石及び裏込碎石に使用する材料は、下記の品質規格を満足するものとし、受注者は施工にあたって事前に使用する再生切込碎石生産者及び最近の試験結果を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
また、アスファルトコンクリート塊を原料とする再生切込碎石を下層路盤材として使用する場合は、別途資材と混合して使用するものとし、アスファルトコンクリート塊の混合割合は重量比60%以下とする。ただし、別途資材として鉄鋼スラグ路盤材、アッシュストーンを30%以上混合した場合に限り、アスファルトコンクリート塊の混合割合は上記規定を適用しない。
なお、生産者の都合により再生切込碎石の供給に支障がある場合は、監督員と協議のうえ、新材切込碎石に変更することとし、設計変更の対象とする。
再生切込碎石の品質基準は以下の通りとする。

修正CBR (%)	P I (塑性指数)	すりへり減量	粒 度
30以上	6以下	50%以下	再生切込碎石の粒度範囲に入ること

4. （セメントコンクリート製品）
 - ① 本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「小型構造物標準図集」によるものとする。なお、「小型構造物標準図集」に示す構造規格を満足する側溝等の使用に当たっては、監督員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

- ② 品質確認は、「セメントコンクリート二次製品の取組要領」（兵庫県県土整備部）〔平成27年1月〕に基づき実施する。

第16条 一般施工

1. （準備工）

伐開、除根及び段切工等の準備工については、共通仮設費の中に含まれるので、土木工事共通仕様書に則って実施すること。また、除根材については建設廃棄物の対象となるため、監督員と協議の上、適正に処分するものとする。

2. （とりこわし工）

コンクリート構造物及びアスファルト舗装版を取り壊した時は、速やかに取壊し数量及び根拠となる図面を監督員に提出しなければならない。

3. （水替工）

水替はポンプ排水（作業時口径 200 mm・1 台）としているが、工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等によりこれにより難しい場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第17条 詳細図等の作成

取り合い、現地再測量による数量等の変更、構造物の変更および追加による図面は、監督員と協議の上、受注者が全て作成すること。（設計変更に使用できる図面と数量を提出すること。）

第18条 工事標示板等

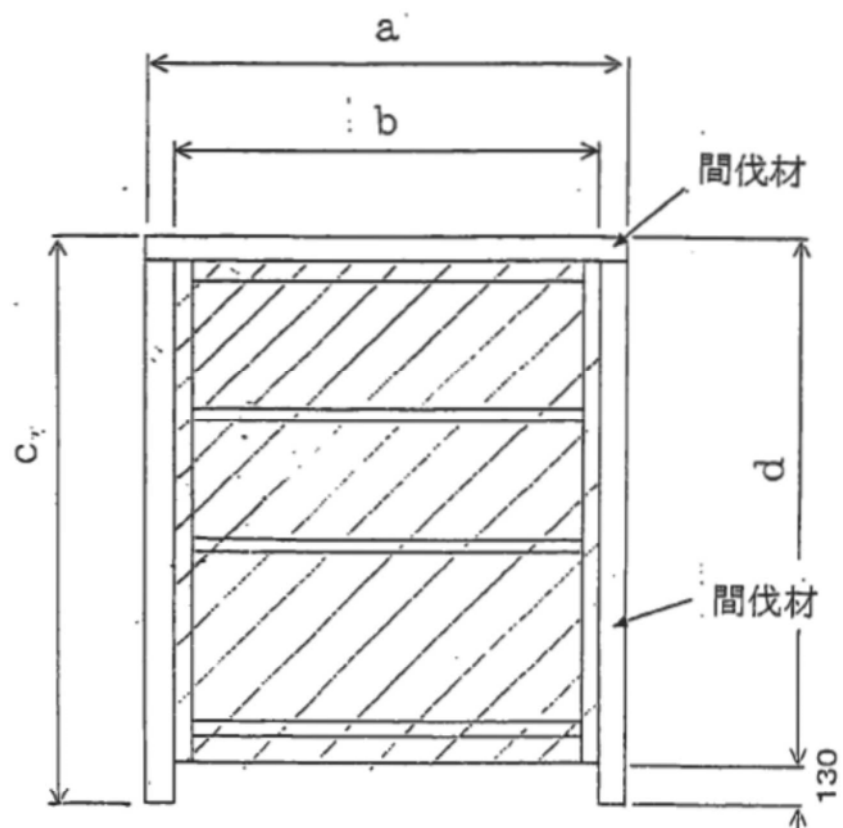
1. 受注者は、工事看板に宍粟産間伐材を使用すること。また、宍粟市のマスコットキャラクター「しーたん」を工事看板に表示し、工事現場に設置すること。（看板①）
2. その他の標示板〔お願い看板、まわり道、誘導標示板等〕にあっても積極的に宍粟産間伐材を使用すること。

第19条 その他施工関係

1. 土質の状態により、工法の変更もあり得るので、掘削時に監督員と現地確認を行い協議すること。
2. 本工事設計書の種別欄の記号は、別冊小型構造物図集に掲載の形式を表示している。
名称、単位、数量、構造物を省略かつ代表断面により発注しているので、受注者は施工にあたり位置・形状・寸法等に誤りの無いようにしなければならない。
3. 受注者は、縦断面図等のない場合でも、縦断勾配の配慮を要する構造物については、特にその目的及び機能を果たす施工をしなければならない。
4. 受注者は、軽微な取り合わせ等、現場の納めについては、図示されていないものであっても施工するものとする。
5. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出するものとする。
6. 本工事の施工にあたり河川への影響がある場合は、事前に関係者と調整を図ること。
7. 広範囲に住民等に周知する工事及び交通量が多い工事においては、看板②を見やすい場所に設置するとともに看板③を起終点に設置を行うこと。
8. 当該工事によりマンホール等の高さ調整の必要が生じた場合は、起工測量に基づき調整箇所数及び調整高を監督員へ報告し、監督員及び占有者の方了承を得た後、受注者の責任において高さ調整（撤去・設置・資材調達）等を行うこととする。これに要する費用について、基本的には占有者が負担するものとする。
9. 本工事にかかる仮締切工および吊足場工について、仮設設置後仮設参考図のとおり流下断面を確保すること。また、土木工事請負契約におけるガイドライン（総合版）（平成 29 年 7 月兵庫県土木部）に基づき本工事にかかる仮設工は任意仮設とする。
10. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

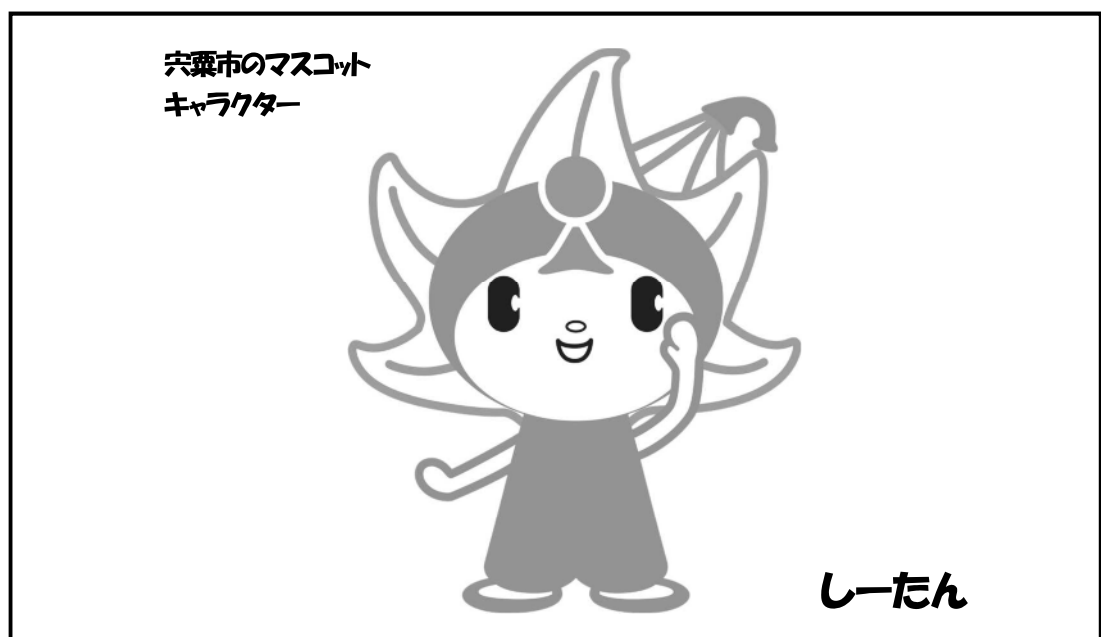
工事看板 参考図

【看板①】



※間伐材（杉・檜・松）

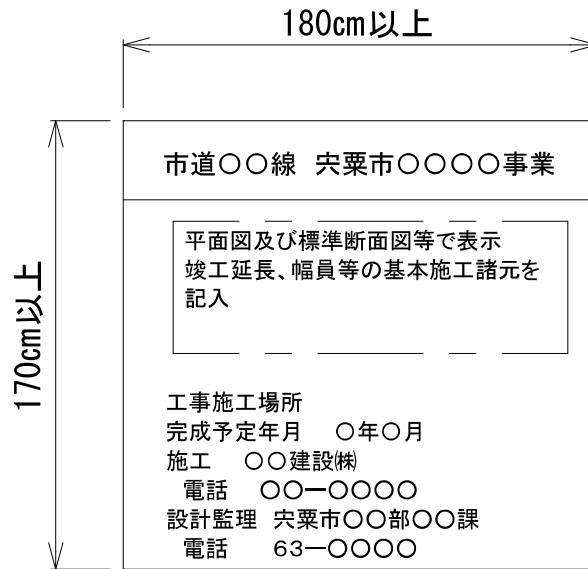
（例）



※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。
 ※下地は、白色とする。

【看板②】

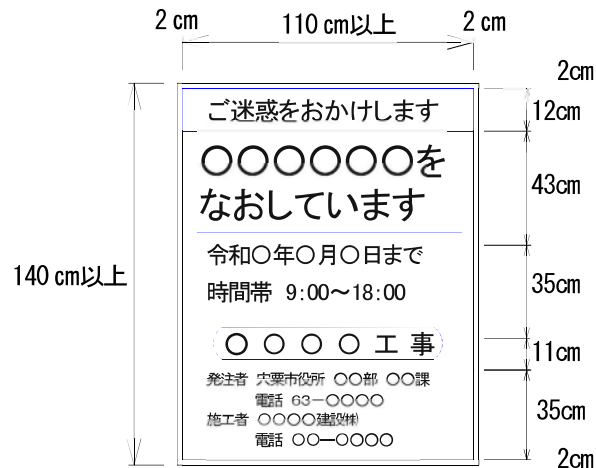
＜工事標示板を明記する工事看板例＞



(注)(1) 看板設置箇所を決定し、平面図の方向が現場の方向と合うよう調整する。

【看板③】

＜工事標示板を明記する工事看板例＞



(注)(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、下地を白色とする。

(2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

【看板④】

＜週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例＞

